

日本基督教団 関東教区 諸教会・伝道所御中

2020年6月11日

新型コロナウイルスのための教会特別緊急互助

日本基督教団関東教区
総会議長 福島純雄
教会互助特別委員長 熊江秀一

主の御名を賛美いたします。

新型コロナウイルス感染は国内では緊急事態宣言は解除されたものの、ワクチンや治療薬はいまだ開発途上にあり、常に第二波の不安の中にあります。また中南米の感染者は日々増大しています。終息は早くても2～3年かかるとも言われます。

関東教区内においても、緊急事態宣言の解除と教団の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う『緊急事態宣言』の解除にあたって（第四信）」を受けて、礼拝休止中の教会の礼拝・諸集会の再開が始まりました。

しかしこの期間の教会活動の休止、礼拝参加者減少のために多くの教会・伝道所の財政はひっ迫し、先行きも不透明です。

関東教区は教会支援として、先に教区教会負担金の1割削減をご提案いたしました。さらなる教会負担金の削減は今後の課題です。

合わせて財政ひっ迫の中で、教師謝儀が予算通りに支出できない教会・伝道所のために緊急互助を行うことを、第70総会期第一回常置委員会において決議しました。

下記のように教区教会特別緊急互助を行います。

記

名称：関東教区「教会特別緊急互助」

目的：新型コロナウイルスによる一般会計のひっ迫の教会・伝道所の謝儀支援

期間：2020年6月～2021年3月

財源：500万円（ナルド基金よりナルド会計に繰り入れ）

申請書に記載の上、1、役員会議事録（互助受給決議）

2、財務状況資料（2020年4月～6月の一般会計収支と昨年度4月～6月の一般会計収支、2020年度の謝儀予定額と執行状況、2020年4月～6月の特別会計からの繰入額）、

3、教勢資料（2020年4月～6月の礼拝出席状況と昨年度との比較）

以上を添付の上、各地区長あてに申請して下さい。

各地区の決済後、教区（常置委員会又は常任常置委員会）で決定。

※今回は2020年4月～6月の緊急互助支援となります。今後、第二波等により新たな緊急互助が必要となった時は再度行います。